

世田谷区立身近な広場条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立身近な広場条例施行規則（平成 7 年 3 月世田谷区規則第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の部世田谷区立豪徳寺東辻広場の項の次に次のように加える。

世田谷区立桜上水農業広場	東京都世田谷区桜上水二丁目 1 2 番 1 1 号
--------------	---------------------------

別表第 1 の 5 の部世田谷区立北烏山七丁目広場の項の次に次のように加える。

世田谷区立北烏山七丁目緑地広場	東京都世田谷区北烏山七丁目 1 2 番 2 0 号
-----------------	---------------------------

附 則

この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。